

IPSHU 研究報告シリーズ

研究報告 No. 26

冷戦後世界の核状況とヒロシマ

—「新核廃絶主義者」の見解を手掛かりにして—

山田 浩



June, 1999

広島大学平和科学研究中心

〒730-0053 広島市中区東千田町1丁目1番89号

TEL (082) 542-6975

I P S H U研究報告シリーズ 26

冷戦後世界の核状況とヒロシマ

-「新核廃絶主義者」の見解を手掛かりにして-

山田 浩

はしがき

冷戦後世界の核状況で注目されるのは、いぜん核抑止信仰が根づよく残っているにしても、核削減から核廃絶への要請が幅広くだされようになつたことである。米ソ（ロ）両国間の核削減の流れを受けながら、それをさらに前進させ、核廃絶につなげようとする要求は、近來かつてないほど公然かつ強力に提起されるようになった。

核抑止論がまったく支配的だった冷戦期のアメリカでも、それへの批判と核廃絶論が主張されなかつたわけではない。だが、それはあくまで宗教的ないし道徳的な信念にもとづく少数意見にとどまつた。1983年アメリカ・カトリック司教教会が公表した『平和の挑戦』は、その典型的な一例であろう¹⁾。しかし、米ソ冷戦の崩壊とソ連解体でアメリカに対する深刻な核脅威がなくなつた今日、核兵器の削減から廃絶を求める声は、かつてない拡がりと厚味をもつようになった。

こうした見解にたつたちは「新廃絶主義者」(New Eliminationists or Abolitionists)とよばれ、そのなかにはR.マクナマラ元国防長官、G. L.バトラー元空軍大将（元SAC総司令官）、A.グッドパスター元陸軍大将（元NATO軍総司令官）など、冷戦時代に政界や軍部で指導的地位にあつた人物もふくまれていた。その主張のまとまつたものとしては、まず前出の元大将をふくむ15か国59名の元将軍たちによる1997年12月の核廃絶共同声明²⁾。ついでオーストラリアのP.キーティング首相（当時）の呼びかけに応じて12か国17名の著名な将軍、政治家、学者が集まり、核廃絶にいたる具体的な道筋を示したキャンベラ委員会報告（'97年8月）、軍備管理・安全保障問題のシンク・タンク H. L.スティムソン・センターが核廃絶への4段階ステップを提出した「進化するアメリカの核態勢」（'95年12月）、全米科学アカデミー（NAS）安全保障・軍備管理委員会が作成した報告「アメリカ核兵器政策の将来」などがあげられる³⁾。

これら諸報告の背景をなす国際政治上の注目すべき動きを一つだけあげれば、1996年7月国際司法裁判所（ICJ）が、核兵器の違法性についてだした「勧告

的意見」がある。それは絶対的な違法説をとらず、E項で国家の存続が脅かされる極端な状況では、自衛のための核兵器の使用・威嚇について判断を留保するという不徹底さはあったにもせよ、一般的には核兵器が武力紛争法、とくに国際人道法に違反するとした点で画期的な意義をもつものであった。またこれまでの軍備管理体制のもとでは看板倒れに終わってきた核軍縮交渉が、この「勧告的意見」ではその推進が義務づけられていることも評価されてよい。その後この勧告を世界的に周知させる運動が、核廃絶をめざすNGOを中心に行開され、たとえばアメリカの弁護士などの集まりである核政策法律家委員会(LCNP)は、97年7月核兵器の使用・威嚇禁止のための条約のモデル草案を公表した。それに先駆け96年11月の国連総会でも、核兵器の開発と生産、使用・威嚇などを全面的に禁止する条約の早期締結に向けた交渉を全加盟国に求める決議が採択された⁴⁾。

本稿では、まず新核廃絶主義者の見解とそれへの批判について整理し、ついでアメリカの核政策の現状にふれ、最後にそれとヒロシマとのかかわりについて言及することにしたい。

注

- 1) U. S. Catholic Conference, *The Challenge of Peace: God's Promise and Our Response*, 1983, 6. (全訳 A.マタイス・片平博『平和の挑戦』1983年11月) その反響については、たとえば J. E. Dougherty, *The Bishops and Nuclear Weapons*, 1984; J. W. Coffey, "Deterrence and the Bishops: A Trans-Atlantic Comparison", *Strategic Review*, Winter 1986, pp. 59-67; J. C. Bernardin, "Morality, Deterrence and SDI: The Bishops' Challenge", *Arms Control Today*, Sept. 1988, pp.12-13.
- 2) 平和資料共同組合『核兵器・核実験モニター』第35号。「続・核兵器廃絶への道」第3部〈冷戦後の将軍たち〉①②『朝日』(総合10版以下同じ) 1997年7月23日および9月10日付。原文は *The Washington Quarterly*, Summer 1997, p.125.
- 3) Report of the Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons, 1996; Henry L. Stimson Center, *An Evolving U. S. Nuclear Posture*, 1995; *The Future of U. S. Nuclear Weapons Policy: Executive Summary of the National Academy of Sciences Report*, Arms Control

Today, May 1997. 最近では、1998年12月カナダ下院外交・国際貿易常設委員会が公表した報告書 Canada and the Nuclear Challenge があげられる。

- 4) 『朝日』1997年7月24日付。「統・核兵器廃絶への道」第2部〈裁かれる核〉
③『同紙』1997年3月11日付。

1. 「新核廃絶主義者」の見解とそれへの批判

a) 核兵器をめぐる基本認識

米ソ冷戦期にも、その非人道的な破壊力を理由に、核兵器は道徳的にも政治的にも容認できないとの主張はあったが、米ソ冷戦とソ連の崩壊によって、核兵器本来の性格がいっそう顕在化されることになった。共産主義国ソ連の強大な核戦力に対抗するために核抑止力は必要で、それによってのみ冷戦期の「長き平和」は可能になったとされたが、核大国ソ連の消滅はその論拠を奪ってしまった。核抑止が有効でありうるのは核保有の仮想敵国に対してだけであり、核兵器の軍事的効用は対立する相手国の核使用を抑制することに限られる。そうだとすれば、冷戦後の世界には、核抑止の存立要件は欠落している。にもかかわらずそれに固執しつづけるならば、ロシアの核戦力管理システムの不備、たとえば弾道ミサイル早期警戒システムや核戦力指揮・管制システムの老朽化と予定された近代化の遅れ、またこれと相関関係にある冷戦期以来の「警報即発射 (Launch on Warning, LOW) 方式への依存もあり、偶発戦争など核危機がかえって促進されることにもなりかねない¹⁾。さらに核兵器以外の「長き平和」を支えた要因を強調することで、冷戦期における核抑止力の意義さえ否認する主張も散見できるようになった。そこでは第3次大戦を抑制した要因として、つぎの3点があげられる。(1)第2次大戦における惨禍への記憶、(2)ソ連のイデオロギーの特徴は、ナチスと違い对外侵略というよりも現状維持的だ、(3)アメリカの長期消耗戦における確実な勝利の見透し、それに対するソ連側の警戒心²⁾。

以上の見解に対する批判者によれば、冷戦後の核削減はやむをえないにしても、核抑止力は基本的に堅持すべきだとする。冷戦後もアメリカの国家利益や国民の生命・財産を脅かす可能性は残っており、その脅威は具体的に何かといえば、敵対的な核大国としてのロシアの復活、とくに中国の軍事的および経済的大国化である。将来の中ロ両国がどうなるかを見見したり、コントロールすることは不可能だとすれば、最良の手段はそれに対する「保険証券」(insurance policy) として、信頼できる効果的な核抑止力を保持することで

なければならない。健全な安全保障政策は、核兵器の使用・威嚇をめぐる道徳的な一般化から生まれるのではなく、危険や利得にかんする慎重な計算からのみ形成されうるのだ³⁾。

新核廃絶主義者の台頭に反発して、保守的な安全保障政策センター(Center for Security Policy)の呼びかけでシンポジウムが開かれたが、そこでは包括的核実験禁止条約(CTBT)など軍備管理措置の不毛性とともに、中ロ両国の不透明な将来とアメリカの核抑止力との不可分な関係が強調された。ロシアでは、NATOの東方拡大や財政難その他による通常兵力削減を補完するための核戦力の再評価が指摘されてきたが、最大の懸念はむしろ中国の将来に向けられた。現存の国際秩序に部分的にしか組み込まれていない新興の核保有国家中国の将来は、21世紀における核軍事状況を左右するきわめて重要な変数とされたのである⁴⁾。

第3世界地域の核拡散の危険とも関連するが、新核廃絶論者が核抑止批判の論点としてつねに取り上げる問題に、「発射権限なしの核使用」や「偶発核戦争」の危険がある。核廃絶下ではこの危険は消滅するはずだが、それが簡単に実現できないとすれば、現実的課題はその危険をいかにマネージし、緩和するかにある。ロシアのLOWシステムが問題だとすれば、何よりもそのシステムの廃止が追求されなければならない。また偶発戦争その他の危険とのかかわりで、しばしば警戒体制の解除がいわれるが、単なる解除はかえって核状況を不安定ならしめる。その有効な査察は不可能に近いし、解除措置を短時間で元に戻すことだって考えられなくはない。むしろこうした危険に対処する最良の保証としては、対ミサイル防衛システムの整備こそ推進されるべきであろう⁵⁾。

b) 核廃絶のためのプロセスと検証問題

新核廃絶主義者は、究極的な目標として核兵器の全面的廃棄、核兵器を二度とつくらないという誓約の意義を重視するが、かれらとてもそれが直ちに実現できると信ずるほど楽観的ではない。そこで核廃絶にいたる過渡的段階が設定されることになるが、ただしその期間は無制限なものであってはならない。ある論者によれば、「核兵器のない世界」のための計画が信頼性をもちうるため

には、最終目標にいたる中間段階があまり長期に引き延ばされず、15～20年が延長される最大限度であろうとされる⁶⁾。またこの中間期間はさらに2～4段階に区分され、直ちに手をつけやすい比較的容易な措置に取り組む低い段階から、次第に困難かつ複雑な課題にすすみ、これを最終目標の核廃絶につなげるという構想が一般的である。そしてこの中間段階についても、しばしばその実現までの期限が切られているのが普通であろう。

中間段階で解決をめざす課題は、それぞれの核廃絶構想で多様であるが、そこにある種の共通項をみいだすことはできる。たとえば、キャンベラ委員会報告では中間段階が二つに分けられ、直ちに取りかかるべき第1ステップには、「核戦力の臨戦態勢解除」「運搬手段から核弾頭の取り外し」「非戦略的核兵器の配備停止」「米ロ両国による核削減交渉の開始」「核保有国間における相互の核先制使用放棄と核非保有国に対する核使用禁止」などがあげられている。これらの実現で明らかにされた決意と実績の固い基盤の上に、つぎの第2ステップの諸措置が設定される。具体的には、「水平的核拡散阻止の行動」「核兵器のない世界実現のための検証協定の促進」「核爆弾を目的とした核物質の生産中止」などである。キャンベラ報告以外の核廃絶プランには、中間措置として以上のほかにも「核実験施設の解体」「核兵器の研究・生産施設の閉鎖と解体」「米ロ以外の核保有国の核削減」などの項目もふくまれている。

中間段階における重要な個別的課題として、ここではまず米ロ両国による戦略核削減のさらなる促進を取り上げる。最近の動きでは、1997年3月の米ロ首脳会談（ヘルシンキ）で、ロシアによるSTART-IIの批准、その削減目標のロシア側による達成の繰り延べを前提としながらも、履行期限を2007年とするSTART-IIIのもとで、両国の核弾頭数をそれぞれ2000～2500個に削減する枠組みが合意された。しかし、新核廃絶論者の削減プランでは、目標が1000個以下の数百個など、さらに低く設定されているのが一般的であろう⁷⁾。核兵器関連でつぎに重要なのは、核拡散問題であるが、これについては後述する。

ところで、核削減から廃絶にいたる過程において、事態の進展についての信頼性を高め、そのプロセスをさらに促進させるためには、その間におけるさまざまな違反を探知し、その排除をめざす検証システムの整備が不可欠である。

たとえば核廃絶条約が締結され、「核兵器のない世界」への第一歩がふみだされたとしても、核兵器をめぐる知識や技術の絶滅は不可能であり、また国家および民族間の対立も根絶できないとすれば、それが秘密の核兵器の生産再開や保有につながらないという保証はない。こうした違反行為が除去されなければ、核廃絶にいたるプロセスは一挙に崩壊するわけで、核廃絶の確認と相互信頼の確立は、整備された検証システムによって支えられていなければならない。

検証システムの整備は、もちろん一気に実現されるものではない。それは核削減から廃絶にいたる過程で漸次すすめられ、また国家レベルの検証手段にはじまり、国際的な査察システムとの結びつきをつよめるなかで前進する。この点では、国際原子力機関（IAEA）の査察経験が評価され、それをいっそう高いレベルに引き上げることが期待される。査察システムの整備をめぐります留意すべきは、国家的監視手段と国際的なそれとの組み合わせである⁸⁾。

検証システムの発展でいま一つ強調されるべきは、偵察衛星その他の査察のための科学技術、現地査察などの制度的メカニズムだけでは限界があるということである。中距離核戦力（INF）廃絶条約の実施をめぐる現地査察体制の定着など、技術的・制度的な領域での検証システムの整備には、これまでみるべきものがあったし、今後ともさらなる発展が期待される。それはそうだとしても、その有効性が、核廃絶プロセスをめぐる安全保障上の懸念を払拭する程度まで高まるることは到底ありそうもない。この欠陥を埋める手段として、のちに述べる核兵器の存在を必要としない諸国家間の協調的な関係づくり、また違反に対する有効な探知と適切な罰則の適用も重要だが、検証システムの整備との関連でいえば、ここで「市民的検証」（societal verification）の意義が強調されなければならない。

この発想は、1950年代末のかなり早い時期から、多くの識者によって提唱されてきたもので、軍縮条約の順守を監視し、条約違反やその意図を探知するシステムであって、技術的・制度的な方法以外のものをいう。市民的検証の主要な形態は、国家という枠組みを超えた一般市民による通報の制度や科学・技術者による監視、いわゆる「警笛鳴らし」（whistle blowing）である。そこでは市民および科学・技術者の検証過程への参加が奨励され、その権利が保証さ

れ、保護されていなければならない。このことはまた、国家主権の枠組みの修正、新しい人類への忠誠意識の発展と密接な関係にあることはいうまでもない⁹⁾。

検証システムの整備とももちろん関係をもつが、もっと広い視点でみれば、核削減から廃絶にいたるプロセスは、核兵器を必要としない主要国家間の協調を基盤とし、国際的な平和と安定を保障しうる新しい国際秩序の形成と不可分である。米科学アカデミー報告によれば、「完全な核軍縮は、国際システムが集団主義的な行動、透明性、法の支配に向かって継続的に進化することを必要とする」わけである。そしてこうした協調的な国際関係の形成には、もちろん核軍縮以外の諸要因も関係をもっている。たとえば民主主義のグローバルな拡大、経済的な相互依存関係の展開、各種の信頼醸成措置の推進などがあげられ、これらにさらなる発展が望まれることはいうまでもない。しかし、だからといって核軍縮や検証システムの整備が、協調的な国際関係の形成に対してもつ重要な意義は、けっして軽視されではならないだろう。

核削減から廃絶にいたる過程において、検証システムのほかにも、留意すべき重要な課題がないわけではない。その一つは、かつて第2次大戦後の原子力の国際管理交渉で企図されたように、たとえば核分裂物質の生産施設、核廃絶のプロセスにおける残存核兵器の管理について、核保有国のコントロールからはずし、いかにして国際管理に移行させるかの問題である。具体的には国連安保理事会の管理（拒否権は廃止）か、新しく設置された専門家からなる国際的な独立委員会に委ねるかである¹⁰⁾。いま一つは、核削減から廃絶、さらには「核兵器のない世界」の安定的な維持のために、関係条約ないし協定の違反者にいかに対処するかである。削減ないし廃棄されるはずの核弾頭の秘匿もあるし、廃棄後の核兵器の再保有（兵器用核分裂物質の生産再開、それによる核兵器の生産など）も考えられるからである。それらに対する制裁行動には、整備された査察システムを大前提として、経済的手段をはじめ多様な形態が考えられるが、最大の問題点は軍事力をふくむ集団的な強制措置である。

これに関連して、これまで一部の論者の間では、最終的に「核兵器のない世界」に移行するまでの期間、その安全を保持するための国連核安全保障軍、つまり少数の核兵器と運搬手段をもった新しい国連軍を創設する必要性まで提

起されてきた¹¹⁾。だが、こうした構想は核抑止力の是認につながらざるをえないし、また仮に国連の核抑止力が設定されたにしても、その発動は到底考えられず、抑止力として有名無実のものになりかねない。核兵器をはじめ生物・化学兵器などのWMD（大量破壊兵器、NBC兵器とも表現される）は、紛争解決のための手段としてはまったく役にたたず、不合理なものであるという認識が世界的に広がることこそ肝要で、軍事的制裁といつてもあくまで非核通常兵力の発動という枠内にとどめるべきであろう¹²⁾。

以上の新核廃絶主義者の見解に対して、反対論者はもちろん批判的である。新核廃絶主義者は核削減から廃絶、さらには「核兵器のない世界」の安定化の条件として、旧核保有国をはじめ世界の主要国間の友好・協力関係の進展を重視するが、果して可能なのか。この点で批判論者は、核廃絶プロセスが主要国家間の協力を促進するよりも、これら諸国家間の対立を助長し、その対立から非核通常戦争や地域紛争の勃発、ひいてはその危機が核兵器の拡散や再開発につながりかねないことを強調する。そこには、核開発をめぐる組織や知識は根絶できず、またその際の違反を検証しうる査察システム、有効な制裁措置を整備することは困難だと判断が介在していることはいうまでもない。そしてこうした通常戦争や地域紛争の勃発を抑制し、その無制限な展開から核戦争にいたる可能性を断つところに、核兵器の意義が改めて評価されることになる¹³⁾。

確かに核廃絶されても、ひたすら国家間の協調関係が促進され、国家間の対立や地域紛争が抑制されるという保証はない。だからといって、かつての冷戦期をみれば明らかのように、核抑止が通常戦争や地域紛争の頻発を不可能にしたわけでもない。こうした戦争は、国家利益や民族・宗教上の対立など複雑な諸要因のからみ合いのなかで生じるものであり、核兵器の存在とは一応無関係である。「核兵器のない世界」が実現したからといって、通常戦争や地域紛争がなくなるわけではない。しかし、逆に核廃絶になればこうした紛争が多発すると主張しうる根拠もない。核兵器の存否にかかわりなく、通常戦争や地域紛争を解決し、その勃発を抑制する努力は不可欠である。この努力は、核軍縮とは一応別個に、それと並行して推進されるべき課題である。ただ「核兵器のな

い世界」は、通常戦争の勃発を抑え、通常兵器の軍縮をすすめる上で、核兵器と共に存する世界よりも安全かつ有利な条件を備えているといえるのではないか¹⁴⁾。

c) 第3世界における地域紛争対策とWMDの拡散問題

東西冷戦とソ連の崩壊、核大国ソ連の脅威が大きく後退した現在、アメリカ軍事戦略の核心は地域的な局地紛争対策に移行した。そして新核廃絶主義者によれば、ここでも核抑止力が地域紛争対策としての有効性を喪失したことが強調される。もっとも1950年代の大量報復（ニュー・ルック）戦略以来、地域紛争対策としての核抑止力には明らかに限界があり、米ソ間の「核手づまり」（「相互抑止」）がすすむなかで、それはいっそう顕著となつた。核兵力にかわり通常兵力の役割が重視され、米ソ冷戦の崩壊後その傾向はさらに決定的となつた。典型的なケースとして、しばしば湾岸戦争（「砂漠の嵐」作戦）があげられてきた。その作戦の基本となり、最終的な勝利をもたらしたもののは、核戦力ではなく通常戦力だったのである。

本来通常兵力は、戦争の事前の抑止をめざす核兵器とは異なり、抑止が破れて勃発した戦争に対処し、これに勝利するための手段とされてきた。しかし、高性能の通常兵器を装備したアメリカ主体の多国籍軍が、湾岸戦争で急速かつ圧倒的な勝利を収めたのちは、地域紛争に対する通常兵力の役割、その抑止機能の信頼性は大幅な高まりをみせることになった。それは核抑止にかわる「通常兵力による抑止」（conventional deterrence）の台頭を意味し、新核廃絶主義者にとって核兵器は、その非道徳性や敵対的核大国ソ連の消滅にとどまらず、地域紛争対策としての意義を決定的に低下させた。通常兵力の抑止力としての有効性は、何よりもまず、その実際的な発動が核兵器よりもはるかに容易であり、抑止力としての信頼性が高いところにある。核兵器はその巨大な爆発威力から多くの民間人の犠牲が避けられず、また放射能による後遺症をともなうため、地域紛争における使用は人道的にも政治的にも不可能に近い。実際に発動されない軍事力はいわば「ハリコの虎」であって、誰も恐れる必要はなく、抑止力としての信頼性は期待できない。そうだとすれば、通常兵力の抑止力は、

核兵器とは比べものにならないほど高い信頼性をもつことになる¹⁵⁾。

ついで、「拡大抑止」力としての通常兵力の役割や性格が問題になる。通常兵力の本来の任務は、勃発した地域紛争で敵と軍事的に対決し、それに勝利することをめざすところにあった。いわば、それは「拒否」(denial) のための軍事力であって、局地紛争の勃発以前に敵に深刻な軍事脅威を突きつけ、その堪え難い「加罰」(punishment) 能力に対する恐怖から、敵が事前にその侵略行為を抑制することをねらうものではなかった。これまで「加罰」手段としての専売特許は核兵器に求められていたが、すでに指摘した抑止力としての核兵器の限界性から、通常兵力の役割が次第に重視されるにいたった。これからの抑止力は、単なる「加罰」ない「拒否」にとどまらず、その両方の機能を備えた第3型の抑止、いわば「ダイナミックな抑止」でなければならないとすれば、それには通常兵力がより適切な手段と考えられる¹⁶⁾。

ただし、この場合の通常兵力は、伝統的な通常兵力とは性格を異にする革命的なものでなくてはならない。一つには、攻撃目標への探知能力や命中精度その他の面において、ハイテク兵器技術と結びついた圧倒的な破壊効率がそこでは想定されていることだ¹⁷⁾。いま一つは、以上の叙述とも関連するが、抑止のための通常兵力は、これまでのような敵の電撃攻撃をただ阻止する、純粹に防衛的なレベルにとどまるものであってはならないということだ。すなわち、そこでは最前線での敵の攻撃に対する単なる「拒否」にとどまらず、敵の後方地域の軍事的・政治的基地や施設を攻撃し、壊滅させうるだけの「加罰」能力の保持が必要とされている。その場合、従来の抑止概念からは、予防戦争や先制攻撃は理論的にしろきびしく排除されてきたが、攻撃性の強調とのかかわりで「通常兵力による抑止」では、それらはむしろ容認すべきだと主張もなされる¹⁸⁾。なお、これまで第3世界における地域紛争対策として、通常兵力の抑止機能を取り上げてきたが、問題はそれにとどまらない。冷戦後の議論では、「通常兵力による抑止」は、大国間たとえば米中ロ間の抑止力としても脚光を浴びていることが忘れられてはならない。従来の「戦略3本柱」(ICBM, SLBM, 戦略爆撃機) にかわる新しい3本柱として、「長距離精密誘導爆薬」(long-range precision-guided munitions, PGM), 「電子攻撃力」(elect-

ronic strike forces), 「残余の核攻撃力 (residual nuclear-strike forces)」があげられるのも、理由のないわけではない。

ところで、ここで一つの問題点を提起しておきたい。それは核抑止にかわる「通常兵力による抑止」が、核廃絶を正当化する根拠として十全であるかということである。核兵器にかわる通常兵力の有効性が、核廃絶にとって有利な前提であることは否みえないにしても、「通常兵力による抑止」が核廃絶とストレートに結びつくかといえば、やはり問題は残るのではないか。のちに改めて取り上げるように、核廃絶と通常兵力とは二者択一の関係にあるのではなく、核廃絶は通常兵器の軍縮問題と不可分のかたちで論すべきであろう。そこで核廃絶に対する批判論では、当然ながら「通常兵力による抑止」のもつ限界性が強調されることになるが、これについてものちに核不拡散問題との関連で論ずることにしたい。

冷戦後のアメリカ軍事戦略では、その重点が米ソ間核対決から第3世界における地域紛争対策に移り、「通常兵力による抑止」とともに核不拡散問題、とくにイラクや朝鮮人民民主主義共和国（北朝鮮）などのいわゆる「ごろつき国家（rogue states）」への、核兵器のみならず生物・化学兵器をもふくむWMDの拡散阻止が最優先課題とされてきた。ところで、この問題をめぐる新核廃絶主義者の見解はどうか。そのポイントは、国際政治における核保有国と核非保有国との間のアンフェアな関係を念頭におきながら、核削減から核廃絶にいたるプロセスこそ、WMDの拡散阻止を可能にする基本要件だとする点にある。核廃絶はかえって核拡散を促進する、またアメリカの「核の傘」はたとえば日本やドイツへの核拡散を阻止してきたなどの意見もあるが、そうした議論に根拠はない。アメリカの「核の傘」は英國、フランス、イスラエルの核保有を阻止しえなかつたし、核兵器の威嚇によって他国の核兵器取得を抑えることはできない。「核の傘」ではなく、核廃絶プロセスのような核脅威をなくする状況、核開発を考えなくてもよい国際環境をつくることなしに、拡散阻止は実効性をもたないということである¹⁹⁾。

これに対して批判論者によれば、核廃絶が不拡散を促進することを裏づける

証拠はなく、核削減と不拡散との間に不可分な関係はない。冷戦後のSTARTの進展や米ロ両国による戦略核削減努力も、核保有疑惑国（インド、パキスタン、イスラエル）や核開発疑惑国（イラク、北朝鮮、iran）の言動に、不拡散にとって好ましいインパクトを与えたかった²⁰⁾。拡散へ向かう促進要因には、安全保障上の配慮から、国内政治上の配慮、国際政治上のプレステージ強化にいたる多様な形態が考えられ、それを核廃絶問題に限定することは適切ではない。むしろ核廃絶プロセスは「拡大抑止」とのかかわりにおいて、かえって拡散阻止にとってマイナス効果をもつ。同盟諸国に対するアメリカの「核の傘」の信頼性の後退は、とくにその周辺諸国の核あるいは通常兵力上の脅威の増大をもたらすなかで、同盟諸国への核開発に対する抑制効果を低下させることが考えられるからである²¹⁾。また新核廃絶主義者の核無用論の背景には、すでに指摘しておいたように核抑止にかかる「通常兵力による抑止」の台頭があるが、第3世界諸国とくにイラクのような「ごろつき国家」にとっては、アメリカはじめ先進国が圧倒的に優位の通常兵力に対抗しうる最良の手段は、核兵器などのWMD以外に考えられない。湾岸戦争での通常兵力による圧倒的勝利が、新核廃絶主義者によれば「通常兵力による抑止」の確立につながるとされるが、逆説的にいえば湾岸戦争における精密誘導兵器や攻撃目標探知記述の成功は、それをもたない国家によるWMD依存を助長することにもなりかねない。通常戦争で決定的な敗北に直面した国家が、最後の手段としてWMDの発動に訴える可能性は十分に考えられるし、アメリカとしてはこれらWMDの脅威に対抗し、その発動を抑制するために、核兵器の抑止力に期待をかけざるをえないのではないか²²⁾。

新核廃絶主義者に対する批判論者も、冷戦当時の核兵力規模の維持はもちろん、現在の核戦略体制をあくまで堅持しようとするものではない。論者のなかには、核抑止論への経統的な容認にもかかわらず、つぎの諸点ではこれまでの核政策の修正を主張するものも少なくない。(1)核兵器の第1使用禁止（NFU）。またそれへの一步前進として、NPT加盟国家には、核発動に訴えないという誓約がなされるべきだ（消極的安全保障）。(2)プルトニウムをめぐる管理。その困難性が軽視されてはならないが、軍需・民需を問わずあらゆるプルトニウム

ム生産の禁止こそ、核拡散阻止に真剣であるのなら、議題の最優先項目でなければならない。(3)国際的な安全保障措置の強化。IAEA の査察権限や能力の強化をはかること。(4)核兵力発動をめぐる警戒体制の緩和。たとえば米ロ中3国が、それぞれ相手国に対する攻撃目標設定の解除。ミサイルその他の運搬手段から核弾頭をはずすこと。近い将来この問題は、核弾頭数の削減よりも重要な課題となろう。(5)START - III, それ以上の核弾頭数の削減交渉をすすめること。この討議には、对中国向け弾道ミサイル防衛 (BMD) 禁止もふくまれる²³⁾。かようにみてくると、冷戦後の核抑止擁護論者の主張には、最小限抑止論や場合によっては新核廃絶主義者の段階的課題とも重複する部分のあることが指摘できる。にもかかわらず、かれらの見解の基本特徴は、少なくとも現時点での核廃絶にかんする議論は不必要かつ非生産的であり、現実的な核政策からの逸脱だとする点に求められる。

また核抑止支持論者は、核抑止にかわる「通常兵力による抑止」には否定的大だが、だからといって現実的な政策課題としてその可能性の拡大、そのための通常兵力の強化にまで反対するわけではない。ただ敵の WMD 行使を抑止するためには最終手段としての核兵器の効用をあくまで擁護する立場にたつもので、その際核兵器の信頼性を高めるための新しい兵器技術の必要を強調することも忘れられてはいない。その代表的な領域としては、核兵器の低威力化と小型化、具体的には地下貫通型マイクロ・ニューク (B61-11, TNT0.3-340 キロトン), TNT 1 キロトンに下のタイニイ・ニューク, 中性子爆弾の復活などがあげられる²⁴⁾。

これまで新核廃絶主義者の主張、これに対する核抑止擁護の立場からの批判について、いくつかの視点からの整理を試みてきたが、つぎにこれまでの叙述をめぐり若干のまとめと補足をおこないたい。まず第1に、米ソ冷戦の崩壊と核大国ソ連の消滅というインパクトが決定的だったが、冷戦後の安全保障政策における軍事力とくに核兵器の役割の低下、核削減はもちろん究極的には核廃絶まで容認しようとする傾向の高まりが注目されてよい。かつての核大国ソ連の復活、中国の核大国化の脅威を危惧して、あくまでアメリカ核戦力の優位に固

執するタカ派勢力もみられなくはないが、冷戦後の核抑止論者と新核廃絶主義者との間には、究極的な対立点にもかかわらず、核兵器への評価や核削減その他の面で、ある程度の重複が指摘できるのではないか。「最小限抑止」論者ないし「存在的抑止」(existential deterrence) 論者によれば、核廃絶はユートピアの危険な夢で、望みうる最善の選択は核兵器を最小限にすること、それを核非保有国にも納得させ、核拡散を阻止することだとされ、新核廃絶論者との間には確かに根本的に区別されるべき相違点は存在する。しかし、だからといって核廃絶にいたる過程において、両者の協力を全面的に否定することは現実的ではないだろう。核廃絶にいたる過程に伏在するあらゆる対立や問題点が処理されるまで待つのではなく、対立契機をふくみながらも可能な限りでの両者間の協力は、「核兵器のない世界」がすべての人びとに受け入れられるさらなる条件を探求する期間として活用されるべきであろう²⁵⁾。

第2の問題は、今後第3世界地域における局地紛争対策や核拡散問題との関連で、「通常兵力による抑止」をいかに評価すべきか。核抑止にかわる「通常兵力による抑止」の確立は、確かに核廃絶にとって有利な条件と考えられるが、だからといってたとえ通常兵力にしろ軍事力の介在を認めることは、核廃絶後の世界の平和と安定を保証する極め手とはならないのではないか。通常兵力の役割が積極的に容認されている限り、核廃絶批判論者も指摘しているとおり、国家間の対立が通常戦争に発展する可能性はなくならず、しかも核兵器をつくる知識や能力を根絶させることができないとすれば、通常戦争が旧核保有国などによる核軍備の再構築能力を刺激し、それで核廃絶プロセスが容易に逆転されることにもなりかねないからである。さらに核兵器の小型・低威力化と通常兵器技術のハイテク化で、核兵器をはじめとするWMDと通常兵器との境界が曖昧になったこと、つまり「灰色兵器」化の問題もこの際留意される必要があろう。要するに、軍縮問題で核兵器が優先されることは当然としても、それは通常兵器問題が放置されてよいことを決して意味しない。核廃絶プロセスは通常軍備の縮小や禁止との同時進行を必要とし、「核兵器のない世界」の確立は、通常兵器の禁止や国際化をともなう全面完全軍縮と不可分の関係にある。この意味では、第2次大戦後の軍縮交渉史のなかで提起されてきた全面完全軍

1997年7月24日付。

- 7) スティムソン・センター報告や米科学アカデミー報告参照。1997年7月引退したグレアム前大統領特別代表（軍縮担当）によれば、300発まで削減可能。『朝日』1997年8月16日付。R. マクナマラ元国防長官の見解では約100個。C. Kaysen, R. S. McNamara & C. W. Rathjens, "Nuclear Weapons After the Cold War", Foreign Affairs, Fall 1991, pp.102-107.
- 8) ロートプラット, シュタインバーガー & ウドガオンカー『前掲書』131-136ページ。
- 9) 『同書』105-118ページ。杉江栄一「核兵器のない世界」『中京法学』1996年4月号306-308ページ。
- 10) 前出『核兵器のない世界へ』124-127ページ。
- 11) 『同書』171-177, 184-187ページ。
- 12) 『同書』190-192, 194-196ページ。1998年11月の国連軍縮長崎会議の基調講演で、明石康広島平和研究所長（当時）は、核保有5か国による信頼できる安全保障の提供、つまり「普遍的な核のカサ」についてふれたが（『朝日』1998年11月26日付），これは国連核安全保障軍よりさらに後退した提案といわざるをえない。
- 13) 梅本哲也「核兵器全廃論の浮上とその課題」（日本国際政治学会『国際政治』1998年3月所収）111-113ページ。R. A. Manning, "The Nuclear Age: The Next Chapter", Foreign Policy, Winter 1997/98, p.81
- 14) 前掲「杉江論文」310-313ページ。
- 15) C. T. Allan, "Extended Conventional Deterrence: In From the Cold and Out of Nuclear Fire?", The Washington Quarterly, Summer 1994, pp.211-212.
- 16) Ibid., pp.204-206; P. L. Richeson, "The Future of Military Affairs: Revolution or Evolution?", Strategic Review, Spring 1996, p.36
- 17) 「砂漠の嵐」作戦の基本となった通常兵力のうち、ハイテク兵器の果たした役割の重要性は否定できないが、使用兵器で量的に圧倒的だったのは、すでに性能が実証ずみの在来兵器であったことも忘れられてはならない。E. A. Cohen, "The Mystique of U. S. Air Power", Jan./Feb. 1994, pp.110-116（全訳『中央公論』1994年3月号404-409ページ）
- 18) Allan, op. cit., pp.207-209, 213.
- 19) B. M. Blechman & C. S. Fisher, "Phase Out the Bomb", Foreign Policy, Winter 1994/1995, pp.88-90; G. Perkovich, "Nuclear Proliferation", Foreign Policy, Fall 1998, pp.20-22. 前掲「杉江論文」300-301ページ。
- 20) Manning, op. cit., pp.79-81.
- 21) M. Mandelbaum, "Lessons of the Next Nuclear War", Foreign Affairs, March/April 1995, pp.25-28.（全訳『中央公論』1995年6月号358-359ページ）

- ジ) 前掲「梅本論文」110ページ。
- 22) Joseph & Reinhart, op. cit., pp.15–16； Manning, op. cit., p.79； Allan, op. cit., pp.214–215, 226–227。「梅本論文」111ページ。
- 23) Manning, op. cit., pp.81–84. M. Bundy, W. F. Crowe, Jr. & S. Drell, “Reducing Nuclear Danger”, Foreign Affairs, Spring 1993, pp.143–144（全訳『中央公論』1993年7月号388–390ページ）は、核兵器をめぐる「防衛的な最終手段ドクトリン」の具体的形態として、核兵器の削減はともあれ、NFUには反対の立場をとる。なお、このことは軍事力のなかの核兵器の比重の低下、通常兵力の役割の増大と不可分の関係をもつ。
- 24) T. W. Dowler & J. S. Howard III , “Countering the Threat of the Well-Armed Tyrant: A Modest Proposal for Small Nuclear Weapons”, Strategic Review, Fall 1991, pp.36–39； Allan, op. cit., p.215. B61–11は、1997年2月空軍に納入された。『核兵器・核実験モニター』第41号。
- 25) 前掲『核兵器のない世界へ』220–222ページ。
- 26) 豊田利幸氏はこの点に留意し、1961年12月国連総会で採択された「軍縮交渉のための合意された諸原則についての米ソ共同声明」（マックロイ・ゾーリン協定）の意義を大きく評価する。豊田「核兵器を全廃するために－全面完全軍縮と憲法第9条」『軍縮問題資料』1994年8月号14–15ページ。豊田「核廃絶に向けての方策－衛星による国際査察システム」『同誌』1995年1月号63–65ページ。
- 27) 前掲「梅本論文」109ページ。
- 28) 「同論文」113–114ページ。

2. 今日の核状況について

米ソ冷戦および核大国ソ連の崩壊は、アメリカ核戦力の大幅な削減を可能にした。ロシア側では、のちに述べるように財政難による地上兵力削減その他の理由から、核抑止力への依存度がつよまる傾向を指摘できるが、だからといって冷戦後アメリカの核削減政策に同調する姿勢が放棄されたわけではなかった。このことは、これまで米ソ（ロ）間で締結された核削減にかんする諸条約・協定をみれば明らかであろう。

1987年12月調印の欧州中距離核戦力（INF）廃絶条約にはじまり、91年7月には米ソ間の第1次戦略兵器削減条約（START - I）の批准、92年1月ブッシュ大統領の核削減にかんする一般教書とこれに対応するエリツツィン大統領の核軍縮提案、そして93年1月にはSTART - IIが調印された。これによれば、2000～2003年までに米ロ両国の戦略核がそれぞれ3000～3500に削減されることになっていた。さらに97年3月の米ロ首脳会談（ヘルシンキ）では、すでにふれたようにロシアによるSTART - II批准という条件つきながら、2007年を履行期限として米ロ両国の戦略核弾頭を2000～2500まで削減するSTART - IIIの交渉枠組みが合意された。戦術核についても、大幅な縮小が進行した。91年9～10月の米ソ首脳の声明では、地上配備戦術核の削減とともに、海上戦術核の全廃が発表された。空母、水上艦艇、攻撃型原潜搭載の戦術核は、92年6月までにアメリカ本土5州とハワイに撤収され、貯蔵庫に収納された。それとともに、空母や艦艇内の核貯蔵庫および発射施設も、すべて撤去されたことが確認されている。

以上の動きにともない、当然ながら戦略構想の手直しも進行した。それはブッシュ政権当時の「基盤戦力」（Base Force）構想にはじまり、93年9月の「戦力総合見直し」（Bottom Up Review, BUR）、94年9月公表の「核態勢見直し」（Nuclear Posture Review）、97年夏国防長官が議会に提出した軍事戦略再検討にかんする報告「4年期国防見直し」（Quadrennial Defense Review, QDR）というかたちですすめられた。その特徴の一つは、アメリカの戦略構想の重点が冷戦期の米ソ核対決から核不拡散、地域紛争対策へ転換したことである。

あり、いま一つは核削減の方で、あくまで核抑止論を堅持する方針が明示されたことであった。核抑止政策の内容についても、核削減にともなう手直しの必要がいわれ、また実際にそのための取り組みがなされてきたにもかかわらず、公式的には1980年代のレーガン政権当時の戦略構想を根本的に放棄する意図は表明されなかった。しかし、97年11月クリントン大統領がだした国防指令（Presidential Defense Directive, PDD-60）は、レーガン政権発足後16年たって最初の戦略構想の抜本的な修正であり、最小限抑止論をふまえた戦略構想への公式的な転換を示すものであった¹⁾。

この大統領指令は、1981年以来国防総省で核問題を専門に扱ってきたキャリア官僚F.ミラー（安全保障担当国防次官補代理）によって起草されたもので、大統領特別補佐官でNSC国防政策局長R.G.ベルによれば、その内容はつぎのように要約できる。

- (1) 冷戦後もいぜん核抑止を安全保障の核心にすることに変わりはないが、核大国ソ連の消滅や米ロ協調など国際環境の変化で、核兵器の役割は冷戦期に比べて小さくなった。
- (2) レーガン大統領の1981年秘密指令は、長期にわたる限定核戦争をたたかい、それに生き残る能力をめざしたものであったが、クリントン大統領のこのたびの指令ではこれを修正し、アメリカ核兵力の目標として相手に破滅的な報復の脅威を突きつけ、アメリカおよび同盟諸国への核使用を抑制させることが求められた。このことはまた、START-IIで認められた戦略核弾頭数では、レーガン秘密指令を充足させることができないという現実の反映でもあった。
- (3) ロシア向け核攻撃能力の長期的保持の方針を放棄するものではないが、それ以上に重視されるのは、まず中国に対する核攻撃目標設定の拡大、ついで中国以外のアメリカに敵対する可能性をもつ潜在的な核保有国、生物・化学兵器保有国への核攻撃にかんする一般的な計画づくりであった。

START-IIIをはじめさらなる核削減について、米ロ両国は必ずしも否定的とはいえないが、その具体的展開の可能性についての障害は、アメリカ側よりむしろロシア側に求められる。ロシアでは、軍部やタカ派政治家のなか

で START - II 批准反対が顕著であったが、とくに最近のロシア国内における核抑止力依存の姿勢の高まりは注目されてよい。1997年12月、ロシアは包括的な安全保障政策の基本方針として、「国家安全保障の概念」を公表、そのなかで「核抑止力の維持は、ロシア軍の最重要課題」と規定した²⁾。その背景の理由としては、つぎの諸点が考えられる。

- (1) 財政難などによるロシアの地上兵力削減の埋め合わせのための核依存の高まりもあるが、それ以上に重要な点は、ハイテク技術の活用によるアメリカなど西側通常兵力の質的強化、それに比べた場合のロシア側の圧倒的な劣勢である。「通常兵力による抑止」、すなわち精密誘導・長射程の通常兵器の抑止効果は、ただ第3世界における局地紛争対策にとどまらず、ロシア国内の戦略兵器までも有効に攻撃しうる戦略的抑止力としての意義が評価されるようになった。ロシアがこれに対抗しようとすれば、核兵器依存をつよめることが有効な選択肢となる。冷戦期において NATO は、通常兵力面での不備を核抑止力で補う戦略をとったが、現在のロシアとの関係では、その逆転現象がみられるということである。
- (2) 冷戦期からロシアは、戦略兵力 3 本柱のうち SLBM や戦略爆撃機で劣勢であり、その安全保障の核心を多弾頭化 ICBM に求めてきた。START - II その他で ICBM の多弾頭化が禁止されることになれば、それはロシア核抑止力の決定的な弱体化につながらざるをえない。
- (3) アメリカは「戦域ミサイル防衛」(TMD) 構想を推進しつつあり、それは容易にアメリカ「本土ミサイル防衛」(NMD) システムに発展しかねない。アメリカ国内にそれを支援する動きがみられ、その一環として ABM 条約の修正ないし廃棄をめぐる論争もつづいている。ロシアとして同じ分野で競争することは、財政的および技術的に不可能で、対抗手段としては新しい核攻撃兵器の開発以外に考えられない。
- (4) ロシアの安全保障上の重要課題として、NATO の東方拡大問題がある。これに対抗する有力な手段としては、ロシアの対 NATO 向け核抑止力の強化が不可欠である³⁾。

冷戦後アメリカの核政策でつぎに注目されるのは、核兵器をはじめ WMD

の不拡散問題、とくに第3世界の紛争地域やいわゆる「ごろつき国家」への拡散阻止であった。1993年9月クリントン政権は、これまでの不拡散政策を再検討したのち「大統領決定指令13号」(Presidential Decision Directive, PDD-13) を発表し、その趣旨は当時のL.アスピン国防長官のもとで、「国防拡散対抗構想」(Defense Counterproliferation Initiative, DCI) として具体化された。94年および95年1月発表のアメリカ『国防白書』でも詳しく記述されているが、要するにアスピン長官によれば、拡散問題は将来アメリカの直面する深刻な安全保障上の脅威であり、国際管理体制をとおして外交問題として扱うことにしておき、現実的な軍事的脅威として扱うべきである。単なる「不拡散」(nonproliferation) と「拡散対抗」(counterproliferation) とが区別され、拡散阻止のためには必要ならば軍事力行使も許されるべきである。

この軍事力の発動について、アスピン長官はづきの5項目を掲げた。(1)拡散と対決するための新しい軍事任務の創設。(2)核をはじめWMDを破壊するための適切な兵器の購入。(3)WMDの威力を念頭に入れながら、これまでの戦争遂行計画を修正すること。(4)WMDの拡散を監視し、対抗するための情報活動の強化。(5)軍事力で拡散の脅威とたたかう際の同盟諸国との協力。アスピン長官辞任後もこの方針は堅持され、それは95年2月公表のA.レイク大統領補佐官(安全保障担当)を中心を作成された文書をみれば明らかである⁴⁾。この軍事制裁方針が、単なる文書上の宣言にとどまらず、実際に実行されてきたことは衆知のとおりである。イラクについては、核疑惑と国連WMD廃棄特別委員会(UNSCOM)による査察活動に対する妨害問題で、米英連合軍による軍事制裁が発動された。北朝鮮の核疑惑問題でも、実際の軍事作戦にはいたらなかったにしても、そのための明確な準備がなされたこと、また軍事制裁をめぐる環境整備(ガイドライン法案、日韓米間の軍事協力など)が着実に進行していることは否めない事実であろう。

しかし、その一方で、「拡散対抗」路線とくに軍事制裁のもつ限界性も指摘されなければならない。それは「拡散対抗」路線をめぐるダブル・スタンダードの問題といいかえることもできる。イラク、北朝鮮については、すでに述べたように軍事制裁は容赦なく発動されようとしたが、すべての核疑惑や核開発

について、それが同じようには適用されなかつたということである。典型的には核保有疑惑国イスラエルの場合であり、それはあまりに特殊的で措くとしても、インドとパキスタンの核開発をみれば、それへの対応がイラクや北朝鮮に比べて、あまりにも落差が大きいことに気付く。印パ両国の核実験では、軍事制裁は話題にさえ上がらず、経済制裁にしても「制裁乱発外交」批判のなかで、これを見直す機運が顕著になった。最近の報道によれば、アメリカは印パ両国に対して懲罰手段で核実験前の状態に戻すような「呪文」を唱えることはせず、両国関係を最小限の抑止力の水準で安定化させることをめざす方針を公式的に明らかにした⁵⁾。もちろん印パ両国とイラク・北朝鮮との間には、国際環境上の相違がみられる。イラクと北朝鮮はNPT加盟国で、IAEAはその核疑惑についての正当な査察権限をもち、アメリカと関係諸国との間で制裁にかんする合意が容易であったのに対して、印パ両国はNPTレジームの圏外にあったことが大きい。

しかし、それだけにとどまらない。印パ両国はいわゆる核保有疑惑国で、とくにインドは1974年5月すでに核実験をおこない、つねに核保有の可能性がいわれながら、アメリカはじめ主要NPT加盟国は、同国をNPTあるいはCTBT体制内に組み込むことのみに熱心で、軍事制裁はもちろんめだつた制裁措置に訴えることはなかつた。それにはいま一つの核保有疑惑国イスラエルとの関係、すなわち印パ両国の核疑惑を問題にすれば、アメリカとの結びつきが深いイスラエルの核保有をあぶりだすことになる、といった配慮が考えられる。だが、それよりもっと決定的な要因としては、イラク・北朝鮮と印パ両国とのアメリカ外交における評価面での格差があげられなければならない。要するに、イラク・北朝鮮はいわゆる「ごろつき国家」で、核開発をめぐるダブル・スタンダードも当然だということである。インドのような大国に対して、イラクや北朝鮮と同じような軍事制裁圧力を、いかに有效地に組織しうるのかという問題もある。政治的にも、冷戦後アメリカ外交のパキスタン離れ、核開発その他軍事技術面での中国とパキスタンとの接近、1962年の中印国境紛争以来の中印間の対立、冷戦期には対立面が顕著だった米印関係の冷戦後における改善など、印パ両国をめぐる複雑な国際政治の動きがあり、それに対決と関与が混在

するアメリカの対中国政策を考えれば、イラク・北朝鮮のケースに比べて対印パ「拡散対抗」政策の展開に落差のあることも理解できないわけではない。しかし、それはともあれ、アメリカの「拡散対抗」政策におけるダブル・スタンダードの存在は、ここで再確認しておく必要があろう。

冷戦後アメリカの軍事戦略では、これまで以上に核不拡散をふくむ局地紛争戦略が重視され、そのなかで明らかに核抑止力の比重のいっそうの低下、非核通常兵力の役割の増大が指摘できる。もっとも、それは何もいまにはじまつたことではない。局地的な地域紛争が旧ソ連の「間接侵略」とみなされた米ソ冷戦初期には、地域紛争対策は対ソ核抑止力と不可分のものとされ、それは1950年代前半期の即時大量報復（ニュー・ルック）戦略において典型的であった。だが、やがて米ソ間の「核手づまり」がすすみ、地域紛争でゲリラ戦などのいわゆる「低強度戦争」（Low-Intensity Conflict, LIC）が支配的になるにつれて、核抑止力の比重に相対的な低落がみられ、通常兵力の役割に次第に注目が集まっていった。そのような地域紛争において、相手側に信頼できる抑止的脅威を確実に突きつけるためには、軍事力が実際に発動されうるものでなくてはならず、核兵器はその際ますます使いにくい兵器にならざるをえなかつたからである。

かくて1960年代のケネディ政権下に創設されたゲリラ戦対策のためのグリーン・ペレー部隊にみられるように、それ以降地域紛争対策において、非核通常兵力の役割にいっそうの力点がかけられるようになった。そしてこの通常兵力への期待は、ただ単に第3世界地域の局地紛争対策にとどまらず、米ソ間の直接的な軍事対決への抑止にも拡大されるようになった。こうした「通常兵力による抑止」への方向での注目すべき前進は、冷戦末期の80年代後半「新通常兵力主義者」（New Conventionists）によって打ちだされた、新しいNATO戦略構想のなかにみいだすことができる。80年代のNATO戦略をめぐり、巨大な破壊力の核兵器はますます使いにくい戦力となった。そうしたなかでレーガン政権による限定核戦争政策が推進される一方、民間の軍事専門家の間では、通常兵力だけによるヨーロッパ防衛の可能性が論議された。具体的には、陸上戦闘の分野では「空陸一体戦闘」（Air Land Battle, ALB）論、「対補充兵力

攻撃」(Follow-On Force Attack, FOFA) 論、「通常兵力による報復攻撃戦略 (Conventional Offensive Retaliatory Strategy) などの「縦深攻撃」(Deep Attack) ドクトリン、海軍力関係では「海洋戦略」(Maritime Strategy) をあげることができる⁶⁾。

こうした「通常兵力による抑止」の方向は、冷戦後とくに湾岸戦争で、アメリカを軸とする多国籍軍が短期で圧倒的な勝利を収めたのちは、いっそう鮮明になった。のちに国防長官に就任した W. ペリーも、湾岸戦争後にかいた論文のなかで、アメリカは戦争抑止力について、「通常兵力分野における新しい軍事能力」を付け加えることができるようになった。そのポイントは、新しい世代の戦闘支援システム、たとえば偵察・情報収集の新しいメカニズム、長射程の精密誘導兵器、ステルス技術などの導入にあると述べた⁷⁾。湾岸戦争後も今日にいたるまで、この方向は加速されることはあっても後退することはなかった。政府関係文書でも、地域紛争の勃発を抑止し、それに勝利するため通常戦争能力、またその分野における同盟諸国との協力体制を強化する必要性がいわれ、「ほぼ同時に発生する二つの大規模な地域紛争」(Two-Major Conflicts, MRC) をたたかい、それに勝利する兵力の整備をめざす「2正面同時戦略」("win-nearly simultaneously-win" Strategy) が追求された。かつて冷戦期におけるアメリカ核戦略の中心的推進役の一人だった P. H. ニッツェさえ、冷戦後はつぎのように主張するようになった。冷戦後におけるソ連の核脅威の後退、アメリカへの脅威が局地的な地域紛争に大きく移行した現在、核戦力面での戦略的優位の確保は賢明な選択とはいえない。地域紛争の抑止や紛争発生後の対処手段として、核兵器がその有用性を大きく低下させた結果、われわれは核抑止から強力な通常兵力からなる信頼性の高い抑止力、つまり「通常兵力による抑止」に移行すべき時期を迎えているのだ⁸⁾。

だからといって、ニッツェ論文も実は同じ見解にたっているのだが、アメリカ政府の立場は地域紛争における核抑止の意義を根本的に否定しているわけではない。確かに「通常兵力による抑止」への評価の高まりは認められるが、とくに第3世界地域の「ごろつき国家」による WMD 開発や使用を抑制するためには、いぜん核兵器の抑止効果に期待をかける方針に変化はなかった⁹⁾。こ

の点では、同じく「通常兵力による抑止」への傾斜を深めつつも、アメリカ政府と新核廃絶主義者との間には明確な差異がみられ、政府の立場は核廃絶批判論者と基本的に一致していた。アメリカはじめ先進国の通常兵力の圧倒的な優位に対抗するためには、地域霸権国はしばしばWMDの開発や使用意図の顯示に流れやすく、それを抑えるために核兵器の継続的保有は不可欠とする考え方方がそこには窺えるからである。もっとも核兵器といつても、その小型化や低威力化の改良がすすみ、一方通常兵器のハイテク化による破壊力の増大で、両者の性格が接近したという事実も忘れられてはならない。

注

- 1) R. J. Smith, "Clinton Directive Changes Strategy on Nuclear Arms Centering on Deterrence", Washington Post, Dec. 7, 1997, p. A1.
- 2) 仙洞田潤子「核大国維持に固執するロシアの〈国家安保概念〉」『世界週報』1998年3月3日号14-15ページ。「ロシアの国家安全保障概念」(下)『同誌』1998年3月17日号69ページ。
- 3) S. Benson, "Competing Views on Strategic Arms Reduction", Orbis, Fall 1998, pp.587, 595-602; "Administration, Congress Continue Debate Over Membership, Future of ABM Treaty", Arms Control Today, May 1998, p.36. 田窪雅文「核の現在」『世界』1998年9月号, 147-148ページ。コーベン国防長官は、NMD計画予算の大幅増(2000会計年度から6年間に105億ドル=1兆2000億円)を表明。これはロシア戦略核向けでないことが強調されているが、中ロ両国とくに中国は反発をつよめている。『朝日』1999年1月22, 23日付。『中国』1999年1月22日付。
- 4) M. Cox, U. S. Foreign Policy After the Cold War: Superpower Without a Mission?, 1995, pp.47-48; W. M. Arkin & M. J. Mazarr, "Clinton Policy and Nuclear Weapons", in S. J. Simbala(ed.), Clinton and Post-Cold War Defense, 1996, pp.58-59, 61-62; The White House, A National Security Strategy of Engagement and Enlargement, Feb. 1995, pp.13-15; J. B. Wolfsthal, "President Clinton Unveils Non-Proliferation, Export Policies", Arms Control Today, Nov. 1993, p.22. 核拡散問題研究会「核兵器不拡散条約の延長についての意見」(1995年3月) 29ページ。
- 5) 『朝日』1999年3月5日付記事。
- 6) 「縦深攻撃」ドクトリンについては、山田浩「最近のアメリカ非核通常戦略の

一般的的な動向」広大平和科学研究中心研究報告No16。海洋戦略については、山田「アメリカ海洋戦略をめぐる考察と批判」同上研究報告No.19。

- 7) W. Perry, "Desert Storm and Deterrence", Foreign Affairs, Fall 1991, pp.66-82. R. P. Haffa, Jr., "A New Look at the Bottom-Up Review: Planning U. S. General Purpose Forces for a New Century", Strategic Review, Winter 1996, pp.27-28. 山田浩「ポスト冷戦期のアメリカ国家戦略と日本」山田・谷川栄彦編『国際環境の変動と日本』広島修道大学研究叢書第95号170-171ページ。
- 8) Nitze, "Is It Time to Junke Our Nukes?", The Washington Quarterly, Summer 1997, pp.97-100. (全訳「われわれの核兵器を廃棄すべき時か?」『世界週報』1997年9月23日号50-52ページ) M. Bundy の見解も同じ。Bundy, "Nuclear Weapons and the Gulf", Foreign Affairs, Fall 1991, pp.87-90 (全訳『中央公論』1991年12月号436-438ページ)
- 9) 「米国の1998年国防報告」②『世界週報』1998年4月7日号59ページ。Nitze, op. cit., pp.100-101 (全訳53ページ) Bundy, op. cit., pp.84-85 (全訳432-433ページ) に引用されているサダム・フセイン大統領に宛てたブッシュ大統領の書簡(1991年1月5日付)。核兵器の第1不使用には、①核保有国相互間、②核非保有国に対する場合(消極的安全保障)の2種類があり、アメリカは①の場合はともあれ、②の場合については反対の立場を堅持。『核兵器・核実験モニター』第78号。

今日の核状況とヒロシマ

—結びにかえて—

今日の世界の核状況を長期的にどうみるか。米ソ冷戦の崩壊や核大国ソ連の消滅で当然の帰結であるが、またいろいろ紆余曲折のあることも否めないが、今日の核状況はかつての冷戦期に比べて、核削減から核廃絶へのプロセスにとって有利な条件を提供しているとみるべきではないか。もちろん核保有国内での核抑止信仰は崩れていおらず、世界のWMD不拡散レジームも、このたびの印パ両国の核実験で大きな危機を迎えた。だが、それで世界の核状況はかつての核軍拡から核戦争危機へと逆転し、その危機の永続化に向かうと考えるべきであろうか。印パ両国の核実験問題にしても、その核が近い将来廃棄されることにはならないにしても、両国の財政その他の事情もあり、廃棄へつながる前提として核先制不使用協定など、印パ間の核バランスを安定化し、両国の核武装を低いレベルで封じ込めるための努力が、世界の反核世論の高まりのなかで追求されることになろう。そしてこのことは、米ロ両国をはじめ核保有国における核廃絶への展望との連動関係にある。この意味では、印パ両国の核実験は確かに非難さるべきだが、まったくのマイナス面ばかりではなかった。それは核保有国による核削減から核廃絶にいたる展望という、従来から核不拡散体制のアキレス腱とされたポイントについて、逆説的ながらそれを鮮かにクローズ・アップさせたからである。

ところで、今日の核状況にかんするヒロシマの姿勢をみれば、そこにはいぜん冷戦期の核戦争危機のみを強調する傾向が、なおあとを引いているように思われる。いわば、冷戦崩壊や核大国ソ連の消滅という戦後最大の転機が、世界の核状況や国際環境に与えた影響について、いささか鈍感だとはいえないだろうか。たとえば、つぎのような事例があげられる。1995年11月、核兵器の使用が国際法上違法かどうかを審議する国際司法裁判所（ICJ）で、平岡敬前広島市長が意見陳述をおこなったが、そのなかのつぎの文章には明らかに疑義がある。「核戦争はコントロールできるとする戦略、核戦争に勝つという核抑止論に基づく発想は、核戦争がもたらす人間的悲惨さや地球環境破壊などを想像で

きない人間の退廃を示しています。」¹⁰核抑止論をめぐるこのような解釈、それにもとづく核戦略構想は、確かにかつて存在した。80年代前半のレーガン政権当時、盛んに取り上げられた限定核戦争論や戦略防衛構想（SDI）との関連で、前述のような核抑止論の解釈は政策路線として確かに追求された。だが、冷戦後の今日の核状況については、それはまったく不適切な表現といわざるをえない。そのことは本論のなかで、クリントン大統領のPDD-60の説明とのかかわりで論じたとおりである。

第2次大戦後もっとも核廃絶の可能性の大きい今日の核状況下でも、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験をふまえた核廃絶アピールのもつ重要性には、いささかの変化もありえない。だが、ただそれだけにとどまり、被爆体験以外の問題提起に消極的でありつづけるとすれば、その姿勢には明らかに問題が残る。すでにみたように現在キャンベラ委員会報告など、核廃絶にいたる具体的な段階措置についての提案がなされ、他方これらに対して核抑止擁護論者による批判がだされ、両者の間ではげしい論争が展開されている。ヒロシマとして取り組むべきは、まず単なるアピールにとどまらず、核廃絶にいたる具体的な提案を構想し、これを日本の政府や世論、さらには国際世論に働きかける努力をいつそう押しすすめることである。これまでヒロシマのアピールや提案は、とかく国際舞台向け優先で、足元の日本の政府や世論への取り組みへの軽視が批判されてきたが、今後は日本の核政策に変革を迫る運動がもっと重視されなければならない。こうした点で、このたび発足した広島平和研究所の今後の活動に注目したい。

つぎに問題にしたいのは、平和問題の多様化と核兵器の位置づけである。冷戦後の核兵器の役割は、米ソ冷戦と核大国ソ連の消滅にとどまらず、非軍事的課題をふくむ平和問題の多様化のなかで、相対的ながらも低下をよぎなくされてきた。その前兆は早くからみられたが、冷戦後の国際環境の変化がこれに拍車をかけた。すなわち、1950年代における平和の最大課題は核兵器、核軍拡競争、核戦争の危機におかれていたが、60年代以降は核戦争の回避を主眼とする「消極的平和」にとどまらず、第3世界における「構造的暴力」の解消をめざす「積極的平和」、その中心的な構成要素としての経済開発問題が、平和問題

の重要な部分として表面化した。またフロンガスや地球温暖化などの環境問題や人口問題その他、特殊日本関係では従軍慰安婦などの加害責任問題が、平和課題のなかで次第にその比重を高めていった。冷戦後はこの平和問題の多様化がさらにすすみ、また軍事的には核兵器とともに、その非人道性について急速に脚光を浴びるようになった非核通常兵器（対人地雷など）の動向も軽視できない。ヒロシマにとって、被爆体験をふまえた核廃絶のアピールがあくまで基本であることはもちろんで、平和問題の多様化といつてもそれを手加減せよといつては毛頭ない。しかし、多様な平和課題への理解と連帶は、今後の平和にとってますます重要となり、それ抜きにヒロシマの世界化には限界があることが、ここで改めて強調される必要があろう。

この意味でも、既存の平和組織に依拠するにとどまらず、世界および日本国内の多様な平和 NGO との連帶を拡大し、固めることが、今後のヒロシマにとってきわめて重要な目標となる。核兵器行使の違法性をめぐる ICJ への提訴、NPT の延長や CTBT 問題、対人地雷などの多様な平和課題について、その前進は軍縮 NGO の関与抜きには考えられなかった。環境問題その他についても同様である。ヒロシマが世界および日本の関連 NGO との連繫ネットワークの要となることこそ、ヒロシマの世界化の必須要件であることについて、最後に注意を喚起しておきたい。

注

- 1) 『国際司法裁判所における広島市長の陳述』広島市市民局（1995年11月）7ページ。

（1999年4月5日稿）

